

第 547 回霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会 議事録

日 時	令和 4 年 9 月 22 日 (木) 午前 10 時 25 分																		
場 所	土浦市真鍋 5-17-26 土浦合同庁舎 本庁舎 第 1 会議室																		
議 題	<p>議題等</p> <p>(1) 漁業許可の制限措置及び許可を申請すべき期間並びに許可の基準について【諮問】</p> <p>(2) 第 2 種共同漁業(張網漁業)の免許の基本方針案について【協議】</p> <p>(3) 第 1 種区画漁業(真珠養殖)の免許の基本方針案について【協議】</p> <p>(4) 令和 4 年度全漁調連の要望結果について【報告】</p> <p>(5) 霞ヶ浦北浦の今後の漁業振興の方向について【協議】</p> <p>(6) その他</p>																		
出席委員	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>1 番 鈴 木 幸 雄</td> <td>2 番 海 老 澤 武 美</td> </tr> <tr> <td>3 番 大 崎 匠</td> <td>5 番 相 崎 守 弘</td> </tr> <tr> <td>6 番 薄 井 征 記</td> <td>7 番 鈴 木 友 子</td> </tr> <tr> <td>10 番 太 田 牧 人</td> <td>12 番 中 泉 義 美</td> </tr> <tr> <td>13 番 小 原 一 八</td> <td></td> </tr> </table>	1 番 鈴 木 幸 雄	2 番 海 老 澤 武 美	3 番 大 崎 匠	5 番 相 崎 守 弘	6 番 薄 井 征 記	7 番 鈴 木 友 子	10 番 太 田 牧 人	12 番 中 泉 義 美	13 番 小 原 一 八									
1 番 鈴 木 幸 雄	2 番 海 老 澤 武 美																		
3 番 大 崎 匠	5 番 相 崎 守 弘																		
6 番 薄 井 征 記	7 番 鈴 木 友 子																		
10 番 太 田 牧 人	12 番 中 泉 義 美																		
13 番 小 原 一 八																			
欠席委員	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>8 番 理 崎 茂 男</td> <td>14 番 加 納 光 樹</td> </tr> </table>	8 番 理 崎 茂 男	14 番 加 納 光 樹																
8 番 理 崎 茂 男	14 番 加 納 光 樹																		
県側出席者	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>農林水産部漁政課調整漁船係課長補佐</td> <td>鴨下 真吾</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">”</td> <td>技師 高野 萌慧</td> </tr> <tr> <td>霞ヶ浦北浦水産事務所所長</td> <td>小曾戸 誠</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">”</td> <td>漁業調整課長 益子 剛</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">”</td> <td>漁業調整課係長 富永 佳子</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">”</td> <td>漁業調整課技師 飯田 隼人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">”</td> <td>漁業調整課技師 鈴木 美奈</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">”</td> <td>振興課長 半澤 浩美</td> </tr> <tr> <td>水産試験場内水面支場長</td> <td>海老沢 良忠</td> </tr> </table>	農林水産部漁政課調整漁船係課長補佐	鴨下 真吾	”	技師 高野 萌慧	霞ヶ浦北浦水産事務所所長	小曾戸 誠	”	漁業調整課長 益子 剛	”	漁業調整課係長 富永 佳子	”	漁業調整課技師 飯田 隼人	”	漁業調整課技師 鈴木 美奈	”	振興課長 半澤 浩美	水産試験場内水面支場長	海老沢 良忠
農林水産部漁政課調整漁船係課長補佐	鴨下 真吾																		
”	技師 高野 萌慧																		
霞ヶ浦北浦水産事務所所長	小曾戸 誠																		
”	漁業調整課長 益子 剛																		
”	漁業調整課係長 富永 佳子																		
”	漁業調整課技師 飯田 隼人																		
”	漁業調整課技師 鈴木 美奈																		
”	振興課長 半澤 浩美																		
水産試験場内水面支場長	海老沢 良忠																		

	〃	増養殖部長	小日向 寿夫
	〃	内水面資源部長	根本 隆夫
事務局	事務局長		岡部 勤
	係長		中山 敦司
傍聴人	なし		
議事録署名人	2番 海老澤 武美	3番 大崎	匠
議長	1番 鈴木 幸雄		
会議内容	開会 午前10時25分		
岡部事務局長	〔開会宣言〕 〔資料確認後、鈴木会長に挨拶を依頼〕		
鈴木幸雄会長	皆様にはお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。 既に御承知のことと思いますが、霞ヶ浦北浦の振興に尽力されました本委員会の越川委員さんが、去る9月4日に逝去されましたこと、改めまして御冥福をお祈り申し上げたいと思います。 さて、本日の議題は「漁業許可の制限措置及び許可を申請すべき期間並びに許可の基準について」ほか4題となっております。 今日は盛りだくさんな内容ですが、皆様には活発な御討議をお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。		
岡部事務局長	〔県に挨拶を依頼〕		
小曾戸所長	水産事務所長の小曾戸でございます。 先ほど会長の挨拶にもありましたが、今月4日に逝去された越川委員におかれましては、昨年4月1日から、当委員会の委員として、また生前は自主管理組織であるトロール部会の設立などで、中心的な役割を果たされるなど、非常に霞ヶ浦北浦の漁業調整に御尽力をいただきました。		

水産事務所を代表しまして、これまでの御功績に感謝いたしますとともに、改めて御冥福をお祈りしたいと思います。

さて話題変わります、前回の委員会から2か月ほど空いてその間、7月21日にトロール漁解禁がありましたので、その後の漁模様を少し紹介させていただきますと、霞ヶ浦の方では、ワカサギが不漁の状況、またシラウオはある程度漁獲が続いていますが、先週解禁となったテナガエビについては、昨年よりはちょっといいですが、例年に比べるとやっぱり少ないといった状況。また北浦においては残念ながら資源の好転という状況にはならず、不漁が4年連続するといった、深刻な事態が続いております。

そういう中で本日、議題の中で、新たな漁業の許可の話や漁業権の切替えに関する議題のほかに、こうした不漁問題の今後の対応の方向ということで、県から内容を説明させていただく予定としております。

皆様からもぜひ忌たんのない御意見を頂戴できればと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

岡部事務局長

ありがとうございました。

続きまして次第3、議長の選出ですが、当委員会の会議規程第2条第2項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、鈴木会長に議長をお願いいたします。

議長（鈴木幸雄会長）

それでは、議長を務めさせていただきます。

次第4の出席委員数の報告を事務局からお願いします。

岡部事務局長

出席委員数を報告させていただきます。

本委員会の委員定数は12名でございますが、欠員1名で、現在11名となっております。本日、出席している委員は9名で過半数を超えておりますので、漁業法第145条の規定により本日の委員会が成立していることを御報告いたします。

鈴木幸雄議長

ただ今の報告のとおり、本日の委員会は成立しております。

続きまして、次第5の議事録署名人ですが、私から指名いたします。

2番海老澤委員と3番大崎委員をお願いします。

鈴木幸雄議長

それでは、次第6の議題に入ります。

議題（１）の「漁業許可の制限措置及び許可を申請すべき期間並びに許可の基準について」です。事務局からの説明をお願いします。

中山係長
鈴木技師

（資料１－１ 諮問文を朗読）

（資料１－１から資料１－４（プロジェクター）により説明）

鈴木幸雄議長

ただ今の説明に御意見、御質問がございましたら、お願いします。

（委員）

（特になし）

鈴木幸雄議長

ありませんか。

それでは、特にないようですので、県への答申についてお諮りします。
諮問の内容に、異議ございませんか。

（委員）

（「異議なし」）

鈴木幸雄議長

「異議なし」とのことですので、「原案のとおりで差し支えありません。」と県に答申することといたします。

鈴木幸雄議長

続きまして、議題（２）の「第２種共同漁業（張網漁業）の免許の基本方針案について」をお願いします。

飯田技師

（資料２－１から資料２－３により説明）

鈴木幸雄議長

ただ今の説明に対して御意見、御質問ございましたらお願いいたします。

10番太田牧人

はい。（挙手）

鈴木幸雄議長

はい。どうぞ。

10番太田牧人

二つほどちょっと教えていただきたいんですが、一つが、今回法律変わったということで、漁業権の存続期間と漁場計画が、10年と5年とで違っているんですが、これは、どういう内容かと、なんでかというのが一つ。

あともう一つは、以前、調整委員会でお話したのですが、許可でやっている、先ほどあったようなます網漁業ですね。その辺をこう、編入できないのか、というお話をしたのですが、今回新規はないということで、希望がないということでよろしいのでしょうか。

以上、二つお願いします。

飯田技師

まず1点目の漁場計画の期間と免許の期間がずれていることですが、こちら漁場計画につきましては、今回の改正漁業法におきましては、定期的にその漁業生産力の発展に寄与するために漁場計画を5年で見直しをなささいという方針に基づきまして、法律で5年と定められております。そのため、漁場計画の有効期間が終了するのは、今回令和5年から策定することになりますので、令和10年で内容につきまして見直しを行った上で、漁場について問題がなければ、そのまま同じ内容の漁場計画を策定することとなります。ただ、こちらのその見直しの段階で、漁場計画の内容を変更するということになりますと、こちらの漁場計画の変更によって、新たに海区漁場計画を策定するとともに、既存の免許は、まだ有効期間が残っておりますので、こちらの漁業権について、一旦取り消しの手続きを行うこととなります。

二つ目の新規の漁業権につきましては、こちらにつきましてはヒアリングの際に新規の希望はなかったため、今回の漁場計画策定においては、作成しないということでございます。

以上です。

10番太田牧人

見直ししやすいように、漁場計画を5年にしたということですね。

あと二つ目については、許可で同じ漁法でやってるね、ます網漁業について、そのままでもいいやというのが漁業者の考えということでしょうかね。

益子課長

漁業調整課の益子です。

2点目ですけれど、水産庁の技術的助言の中でも、基本的に許可漁業で営めるものにつきましては、許可漁業でということで、なかなか新規漁業権の設定が難しい状況となっております、その点でも現在許可漁業で運用していただいているところについては、引き続き許可で、新たに漁業権に編入する理由もなかなか立たないというふうに考えております。

10番太田牧人	わかりました。 ありがとうございました。
鈴木幸雄議長	ほかにありませんか。
(委員)	(特になし)
鈴木幸雄議長	それではないようですので、この内容で進めるということで承認したいと思いますので、今後の手続をよろしくお願いします。
鈴木幸雄議長	続いて、議題(3)の「第1種区画漁業(真珠養殖)の免許の基本方針案について」をお願いします。
飯田技師	(資料2-4から2-7により説明)
鈴木幸雄議長	ただ今の説明に御意見、御質問がございましたら、お願いします。 意見等ありませんか。
(委員)	(特になし)
鈴木幸雄議長	ありませんか。 それではないようですので、この内容で進めるということで承認したいと思いますので、今後の手続をよろしくお願いします。
鈴木幸雄議長	続いて、議題(4)の「令和4年度全漁調連の要望結果について」報告をお願いします。
中山係長	(資料3により説明)
鈴木幸雄議長	ただ今の説明に御意見、御質問ございましたらお願いいたします。
(委員)	(特になし)
鈴木幸雄議長	ありませんか。 それではないようですので、続いて、議題(5)の「霞ヶ浦北浦の今

後の漁業振興の方向について」をお願いします。

小曾戸所長 (資料4 (プロジェクター) により説明)

鈴木幸雄議長 ただ今の説明に御意見、御質問がございましたら、お願いします。

5 番相崎守弘 (挙手)

鈴木幸雄議長 はい。どうぞ。

5 番相崎守弘 3 ページ目に資源量は豊富だが現状では利用価値が低く、漁獲対象になっていないという魚種が多いというふうなことです。全体や生態系から考えてみると、資源量はある程度あるんだけど、有用な魚種が少ないということであれば、いわゆる未利用魚を減らさないと、有用魚が増えてこないって形になると思うんですけど、その辺のところは、考え方として積極的に未利用魚を減らしていこうというふうな考えで作られている方針なのか、それとも、成り行き任せと言うと、あれなんですけど、そういう形で考えているのか、その辺のところを一つお聞きしたいのと。

あと、例えばその水位変動を抑えたりなんかするということや、水草帯の造成なんかということになりますと、国交省にかなり協力をいただかないと駄目じゃないかなというふうに思うんですけど、国とのですね、定期的なそういう協議会の設置みたいなことは考えていないのかどうか、その辺、二つお聞きしたい。

小曾戸所長 まず一つ目の未利用魚の考え方なのですが、今現在、アメリカナマズとかハクレンといった未利用魚については、実は正確な資源量というのが、把握できてないという状況があります。

そういった中で湖全体の基礎生産量といいますか、そういったものも、実はどのぐらいあるかっていうのがよくわかってない中で、相対的に有用資源と非有用資源をどう考えていくのかっていうところは、今の段階で結論が出ないところもあるのですが、少なくともアメリカナマズは食害等で有用資源に対する悪影響が考えられますので、そこは多少時間がかかっても減らしていきたいと。ただ、時間がかかるので、その間は、今ある資源として、うまく使っていく、使っていきながら減らしてい

くと、当面はそういった方向を考えているところです。

国交省の協力につきましては、当然、今回の北浦の不漁問題に際しましても、漁協さんも含めて積極的に対応を求めていくような形で、動いておりまして、県の方でも内水支で、不漁の原因究明に向け、国交省ですとか、環境系の研究機関などにも入っていただいて検討を進めている場がありますので、今後はその対策面でも、改めてそういった関係機関が集まって協議会などを設置することも必要に応じて考えていきたいと思っております。

もし内水支の方からちょっと補足があれば、お願いします。

海老沢支場長

一つ目の未利用魚を積極的に低減するかということについては、今所長からお話ありましたように、まだちょっと詳しい数字は精査中なんです。特にアメリカナマズは、底層のエビやハゼ類資源に対しては、悪い影響を与えるのかなというふうに考えているところです。

まだ正確な数字は出てないのですが、アメリカナマズの資源量は、トロールの入網状況や、我々のビームトロール調査の入網量から、数百トンから千トン単位で分布していると、推計しているところです。

アメリカナマズが仮に1,000トンいるとしますと、通常、魚というのは、毎日体重の1パーセントから7、8パーセントぐらいの間で餌を食べることが知られていて、アメリカナマズですと養殖の世界ですと2、3パーセント給餌し、天然界では養殖の量ほどは食べないとしても、例えば1パーセントぐらいの餌を毎日、例えば体重1キロのアメリカナマズだと10グラムぐらいの餌を食べるということで、逆算をしますと1,000トンもしいると年間3,000トンから4,000トンぐらいの餌を食べているというような試算もできるという状況です。

3,000トン、4,000トンの餌を食べるうち、茨城大学の方では、胃内容調査をやられておりまして、10パーセントから20パーセントぐらいエビが入っているとわかっておりますので、そういう意味では、数百トン単位で食べられているという可能性が、ちょっと試算中なんですけれども、考えているところです。

そうしますと、やはりこのアメリカナマズを減らすというのは、今の漁獲で獲っているエビの量っていうのは、霞ヶ浦で100トンから200トンぐらい。それから北浦ですと、今は全然捕れておりませんが大不漁になる前ですと10トン程度の漁獲ですから、アメリカナマズの捕食の影響はかなり大きいと考えています。したがって、アメリカナマズ資源を減ら

す努力というのは、少し力を入れてやっていかないといけないのかなど。特に、エビ、ゴロっていうのは、ワカサギは残念ながら温度が高くなりますと、あんまり資源的には少なくなるのですが、内水支が昨年やった飼育試験結果ですと、35度ぐらいの温度でも、テナガエビやヌマチチブは積極的に餌を食べたということで、高温化に比較的強い魚というふうに考えていますので、そういった意味でも、今後、エビやゴロ資源を増加させるためには、アメリカナマズの低減というのが非常に有効なのかなというふうに考えております。

それから二つ目の、植物帯の造成につきましては、今まだ不漁要因という視点での関係でありますけれども、水資源機構さんや、国交省さんに入っただいて、いろんなアドバイス、情報交換をしておりますので、そういうところを通じて、働きかけをしたり、あるいはそれとはまた別のですね、所長からも提案ありましたが、新たな協議会などを立ち上げてというような形もあるのかな、なんていうふうに思っております。

以上です。

5 番相崎守弘

資源量とかそういうもの、正確なデータがまだないということなんですけど、例えば北浦と霞ヶ浦の漁獲量が低減している原因を考えていく上で非常に重要だと思うんです。

そういう、そこら辺の成果、ちょっとちゃんと調べようというふうなことが、もし県だけで大変だったら、国も国交省とかも含めてですね、そういうことをしませんかと呼びかけたりなんかもできると思うのですが、その辺のところは考えておられないのでしょうか。

海老沢支場長

先ほど御紹介した、不漁要因検討会の中には、国立環境研さんや、あるいは先ほど説明いたしました国交省さん、それから茨城大学の水圏フィールドさんに参加いただいている、その中で、場合によっては連携をいたしながら、進めていきたい。あと、国の水産の研究機関も参加いただいておりますので、連携しながら進めていきたいと思っております。

鈴木幸雄議長

よろしいですか。

ほかにありませんか。

鈴木幸雄議長

これ今、出ました未利用魚の活用、食用利用などの面ということで、

鈴木委員さんの方で、これに関してこういうことに関して何か御意見ございませつか。未利用魚の食用利用的なことで何か御意見ございましたら、お願いします。

7 番鈴木友子

はい。

県観光物産協会の鈴木です。いつもお世話になっています。

例えばなんですけれども、ナマズがちょっと何種類かあるか存じませんけれども、今実際湖畔でもナマズの天井とか、出していらっしゃる飲食店さんもいらっしゃいます。それがちょっと、どういう経緯で獲られて提供されているか、わからないんですけれども、例えばサイクリングに来た人が、湖岸なんかでも出しているお店があるんですけれども、そのナマズ天井が珍しいって、他県から来た人が本当にそこのお店をめぐって食べたりはしているので、可能性はあると思います。

一方で今後、漁業の観光活用みたいところでいくと、学生の団体も、漁業体験っていうのは大変やっぱり茨城が評価されていまして、海とか涸沼では結構やっているんですね。その漁業体験、多分、御商売の皆さんからすると、もうナマズはいらないものだと思うんですけれども、体験として例えばナマズが獲れて、それを生徒たちが、ナマズ天井を食べていくみたいな、そういう一巡のコースを作ることができれば、学校ですから30人とか120人とか、結構大人数だったりもするので、何か観光と食料をうまく組み合わせできないのかなと、ちょっと素人ながら思いました。

あとちょっとついでにもう一点、シラウオのブランド化に関しまして、県がやっている事業の一つではあるんですけれども、東京の太田市場、ここの部署の方が、都内のすごい有名なレストランの若手のシェフを連れて、茨城の食材を紹介するなんていう取り組みを行っているんですが、やっぱり霞ヶ浦のシラウオを紹介したところ、ものすごい大絶賛で、今までは青森のシラウオしか知らなかったけれども、茨城にこんな素晴らしい食材があるんだと、かなり本当に自分の店での導入も考えたっていうお話も聞いておりますので、本当に素晴らしい食材と、あと何かその邪魔なものを何とか活用できるようになっていったらいいなと思ひまして、協会でも何かお手伝いできることがあれば、ぜひ協力していきたいと思ひます。

鈴木幸雄議長

はい、ありがとうございます。

ほかに御意見等ございますか。

鈴木幸雄議長

私の方から一言。

その振興策的なもの、直接ではないんですが、県の方にあります、森林湖沼環境税ですか。あれの方が、昨年度に延長されてあと5年間ということになってますけども、何かちょっと、話に聞きますと、森林の方はかなり予算を取られていて、水産関係がちょっと予算が減っていると。環境なんかの予算も減らされたりとか、そんな未利用魚の処分なんかの費用もその分で減らされているような話を聞きますけれども、これなんかも予算ですので、ある程度、県の水産の方からも示して、なるべく予算を獲得できるように、森林の方ばかりで、もうそれで定着しちゃうと、水産の方に回ってくる割合がちょっと少なくなって決まりみたいな、そういう懸念もありますんで、その辺のところ、よろしくお願ひしたいと思うんですが。

小曾戸所長

森林湖沼環境税の話ということで、環境税のその基金の期間を更新するときいろいろと見直しがされたということで、その中で森林の方と湖の方との配分で、特に水質浄化、水の方では、効果がある事業に重点的に配分していこうということで、大分見直しがされたという経緯がございます。

そういった中で、水産の方で活用させていただいている、森林湖沼環境税関係の事業として未利用魚の回収事業などがあるのですが、今後の対応策として、やはり未利用魚の駆除とか、利用、回収も含めて、それが非常に効果があって重要だということになれば、改めて予算化する根拠となりますので、予算の確保に向けて頑張っていきたいと思ひます。

鈴木幸雄議長

よろしくお願ひいたします。

それではほかに御意見ございませんか。

(委員)

(特になし)

鈴木幸雄議長

それでは時間の方もあれですけども、今後とも、委員会としてもこの問題について継続的に検討していくということで、今後ともよろしくお願ひします。

鈴木幸雄議長 次に、議題（６）「その他」ですが、まず県の方からございましたらお願いします。

中山係長 （挙手）

鈴木幸雄議長 はい。

中山係長 委員会から１点ございます。

議事録署名人のことについてですが、５月の第545回調整委員会の議事録署名について、御説明いたします。会議資料はございません。

第545回の議事録署名人については、太田委員さんと越川委員さんが指名されておりましたが、越川委員から議事録署名をいただくことができなくなってしまいました。

議事録につきましては、当委員会の会議規程により、「議長及び議長の指名する出席委員２人以上が署名しなければならない」と定められております。しかし、署名ができなかった場合の規定というものが、どこにもございませんで、ほかの法律などには今回のような場合の規定を定めているものもあるのですが、調整委員会の議事録についてはそのような根拠規定、法律がございません。また、過去の事例を調査いたしました。同様の事例を見つけることができませんでした。

また、「行政実例」というものによりますと、「議事録は会議の都度速やかに調整すべきものであり、署名を欠いても効力がないということとはできないものである。」とありますので、署名を欠いていても、有効であるとの見解が出ているところであります。

そのため、第545回の議事録については、鈴木会長と太田委員さんの２名のみで完了することとさせていただきたいと考えております。

今回のような場合は、規定に定められていないものですから、当委員会の会議規程第10条の「この規定に定めるもののほか、必要な事項は会長が会議に諮って定める。」という規定がございまして、こちらの規定を使いまして、会議に諮らせていただきたいと思います。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

鈴木幸雄議長 ただ今、説明がありましたように、そういうことで、会議の中でということですので、このような形で処理するということがよろしいでしょうか。

(委員) (「異議なし」)

鈴木幸雄議長 はい、それではそういう形でよろしく願いいたします。

鈴木幸雄議長 ほかに何かございますか。

益子課長 (挙手)

鈴木幸雄議長 はい、どうぞ。

益子課長 漁業調整課の益子です。

すいません。順番遅くなってしまったのですが、本日説明しました資料2-1、皆様説明を聞いていてお気づきになったと思うのですが、一部内容が重複しておりました。お詫びして訂正させていただきます。

以上です。

鈴木幸雄議長 それでは、ほかにないですか。
委員さんの方からで何かございますか。

(委員) (特になし)

鈴木幸雄議長 それでは、特にないようですので、以上を持ちまして本日の委員会を終了いたします。

皆様の御協力により、長い時間でしたが、円滑に議事進行できました。ありがとうございました。

岡部事務局長 長時間にわたりまして、御審議いただきありがとうございました。
次回開催ですけれども、11月16日を予定しております。正式に決定いたしましたら改めて御案内申し上げますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これを持ちまして委員会を閉会といたします。

どうも、御苦勞様でした。

閉会 午後0時8分

上記の記録の正確なことを認め署名する。

令和 年 月 日

議 長

議事録署名人
